

# 協会活動報告

(平成 25 年版)

一般社団法人 投資信託協会

## ■平成 25 年協会活動報告

### 〔1〕公正性・信頼性確保のための自主規制業務

- (1) 交付目論見書の作成に関する規則等の一部改正（為替ヘッジ等の使用用語の一部改正）…………… 1
- (2) トータルリターン通知制度の導入…………… 2
- (3) 高齢顧客への勧誘による販売に係る対応…………… 2
- (4) 内部者取引の未然防止に係る規則等の整備…………… 3
- (5) 信託終了後の金銭の取扱いに関する規則等の整備…………… 4
- (6) 「買換特例圧積立金」に係る記載上の注意の新設…………… 5
- (7) 証券取引等監視委員会への業務説明…………… 6
- (8) 会員調査に関する活動…………… 7
- (9) 正会員向けコンプライアンス研修会の実施…………… 8

### 〔2〕投資信託及び投資法人の啓発・普及活動

- (1) NISA（少額投資非課税制度）の周知と普及・拡大に向けた活動…………… 9
- (2) 「金融経済教育研究会」報告書を受けた取り組み…………… 11
- (3) 講演会・セミナー・講師派遣の実施…………… 11
- (4) 大学における寄附講座の開設…………… 15
- (5) 証券知識普及プロジェクトにおける活動…………… 16

### 〔3〕投資信託及び投資法人に係る制度への対応

- (1) 金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告を受けた取り組み…………… 18
- (2) 「日本再興戦略」への対応…………… 19
- (3) 確定拠出年金制度の改善へ向けた活動（「個人の自助努力による資産形成に関するWG」を通じた制度改善案等の提出等）…………… 21
- (4) 平成 26 年度税制改正要望等…………… 22

### 〔4〕国際的な活動

- (1) 米国の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)の直近の動向…………… 24
- (2) OECD 多国間自動的情報交換へのコメントの提出…………… 25
- (3) 第 18 回アジア・オセアニア投資信託会議への参加…………… 27
- (4) 第 27 回国際投資信託会議への参加…………… 27
- (5) 米国ドッド・フランク法への対応…………… 28
- (6) アジア地域ファンド・パスポートへの対応…………… 28

### 〔5〕その他

- (1) 公益法人制度改革への対応…………… 29
- (2) 当協会における質問・苦情相談内容の公表…………… 29

### 〔6〕平成 25 年各種説明会及び研修会の開催状況…………… 30

## 〔1〕 公正性・信頼性確保のための自主規制業務

### (1) 交付目論見書の作成に関する規則等の一部改正（為替ヘッジ等の使用用語の一部改正）

当協会では、「通貨選択型投資信託、毎月分配型投資信託」等の目論見書の記載の留意点について、平成23年11月17日付で「交付目論見書の作成に関する規則」等の一部改正を実施した。

改正規則の実施後1年を経過したことから、その内容について検証するとともに、当初寄せられた意見やその後の状況などを踏まえ、「通貨選択型投資信託、毎月分配型投資信託」等の交付目論見書の記載のイメージ図例等に使用している用語等について、より投資者にわかりやすいものとなるよう見直しを行い、平成24年12月14日から平成25年1月15日まで1か月間の意見募集を実施した。意見募集の結果を踏まえ、平成25年2月21日付で同規則等の一部改正を行った。改正の主な内容は以下のとおりである。

通貨選択型投資信託等の交付目論見書の作成に当たり、

- イ. 使用する用語について、「為替ヘッジプレミアム」は「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」と表示する。
- ロ. 商品分類及び属性区分の記載様式における記載上の留意事項に、「属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載する」旨を追加表示すること。また、同様の記載を商品分類及び属性区分の一覧表の「属性区分表」の記載上の留意事項に記載する。
- ハ. その仕組みを図示したイメージ図例を記載する場合は、使用する用語について、「ヘッジ対象通貨」は「取引対象通貨」と、「為替ヘッジ取引」は「為替取引」と表示する。
- ニ. 通貨選択型投資信託等のリスク・リターンを図示したイメージ図例における用語について、「ヘッジプレミアムの発生」を「プレミアム（金利差相当分の収益）の発生」と、「ヘッジコストの発生」を「コスト（金利差相当分の費用）の発生」と表示する。

なお、上記規則等の改正については、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出するものより適用したが、正会員が当該適用日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げないこととした。

## (2) トータルリターン通知制度の導入

平成 24 年 12 月 12 日に金融庁より公表された「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ 最終報告」において、トータルリターン把握のための定期的通知制度について、「業界において制度の実施を図ることが求められる」旨提言された。これを受け、日本証券業協会では「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行っているが、当協会においても投資信託の直接募集等に係る損益（「トータルリターン」という。）の通知制度を導入するため、「受益証券等の直接募集等に関する規則」等の一部改正（案）を策定し、平成 25 年 7 月 12 日から 7 月 26 日まで 2 週間の意見募集を実施した。意見募集の結果を踏まえ、同規則等の改正を行い、平成 26 年 12 月 1 日から実施することとした。改正の主な内容は以下のとおりである。

- イ. 正会員は、振替口座簿への記載又は記録により管理している投資信託（委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託をいう。）について、顧客に当該投資信託に係るトータルリターンを通知しなければならない。
- ロ. トータルリターンの通知に関し、対象となる投資信託の範囲、対象となる顧客の範囲、トータルリターンの計算方法、通知方法並びに通知の頻度及び内容等について定める。
- ハ. 投資信託のトータルリターンの通知に係る実務上の取扱いや留意点を定めたガイドラインの制定

なお、上記規則等の改正等については、実施日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託について適用することとした。

## (3) 高齢顧客への勧誘による販売に係る対応

一般的に高齢者は、身体的な衰えに加え、記憶力や理解力が低下してくることもあるとされており、高齢者に対する投資勧誘においては、本人やその家族から苦情やあつせんの申立て等がなされる事例も生じている。日本証券業協会ではこのことを踏まえ、高齢顧客に投資勧誘を行う場合においては、適合性の原則に基づいて、慎重な対応を行う必要があると考え、高齢顧客への勧誘による販売に係る適正な投資勧誘に努めるため、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正及び「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 5 条の 3 の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）の制定を行ったが、当協会においても高齢顧客への勧誘による販売に係る適正な投資勧誘に努めるため、「受益証券等の直接募集等に関する規則」等の一部

改正（案）を策定し、平成 25 年 11 月 15 日から 11 月 29 日まで 2 週間の意見募集を実施した。意見募集の結果を踏まえ、平成 25 年 12 月 19 日付で同規則等の改正を行った。改正の主な内容は以下のとおりである。

- イ. 正会員が、高齢顧客に投資信託の勧誘による販売を行う場合には、当該会員の業態、規模、顧客分布及び顧客属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、高齢顧客の定義、販売対象となる投資信託、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な投資勧誘に努めなければならないこと
- ロ. 「受益証券等の直接募集等に関する規則」第 6 条の 3 について、当該正会員における社内規則等の整備に資するため、高齢顧客への勧誘による販売に係る社内規則において規定すべき事項や運用に係る留意事項等についての考え方を示した「受益証券等の直接募集等に関する規則第 6 条の 3 の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）を制定

なお、上記規則等の一部改正については附則において、実施の日から起算して 3 か月を経過する日までの間は、第 6 条の 3 中「社内規則を定め」とあるのは、「社内規則を定めるなど態勢の整備に努めるとともに」と読み替えることとした。

一方、金融庁では、高齢顧客に対する勧誘・販売に関するトラブルの発生等を踏まえ、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を、平成 25 年 11 月 1 日から 12 月 2 日にかけて公表し、広く意見募集を行い、平成 25 年 12 月 16 日付で同指針の改正を実施している。

#### **（４）内部者取引の未然防止に係る規則等の整備**

平成 24 年 12 月 25 日付で公表された金融審議会のインサイダー取引規制に関するワーキング・グループ最終報告において、公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応として、情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入等が提言され、平成 25 年 4 月 16 日に国会に提出された金融商品取引法等の一部を改正する法律案等にこれらの措置が盛り込まれたことから、当協会は、関係規則等の一部改正（案）を策定し、平成 25 年 5 月 10 日から 5 月 24 日迄の 2 週間、正会員対象の意見募集を行った。意見募集の結果を踏まえ、平成 25 年 6 月 13 日開催の理事会で審議の上、同日より実施した。改正の主な内容は以下のとおりである。

イ. 正会員は、内部者取引の未然防止を図るため、役職員がその業務に関して取得した発行会社に係る未公表の重要情報の管理等に関し規定する社内規則について、自主規制委員会が定める事項による旨の規定を定める。

(正会員の業務運営等に関する規則第5条第2項)

ロ. 正会員の業務運営等に関する規則第5条第2項に基づき、内部者取引を未然に防止するため、社内規則に盛り込む事項を定める。

## (5) 信託終了後の金銭の取扱いに関する規則等の整備

投資信託の信託終了後に発生する金銭の取扱いについては、従来、証券投資信託会社各社で善管注意義務に従って対応してきたところであるが、平成18年より当協会内に「投資信託財産の信託終了後に発生する金銭の取扱いに係る専門委員会」を設置し、業界の統一的な実務を行うための対応策について、鋭意検討を重ねてきた。今般、一定の方向性を取りまとめたことから、これを規則化するため、「正会員の業務運営等に関する規則」の一部改正等の案を策定し、平成25年4月23日に会員を対象に説明会を開催の上、平成25年5月10日から6月7日までの1か月間意見募集を実施した。意見募集の結果を踏まえ、平成25年7月18日付で同規則の一部改正等を行った。主な改正等の内容は以下のとおりである。

### ① 正会員の業務運営等に関する規則について

イ. 投資信託委託会社会員は、投資信託の信託終了時に当たっては、当該投資信託に係る未収入金のうち、金額を見積りうるものがある場合には原則として投資信託財産に繰り入れる旨の規定を定める。(第12条第1項)

ロ. 投資信託委託会社会員は、繰り入れを行っていない金銭が信託終了後に生じた場合には、原則として当該金銭を信託終了時における受益者に返還する旨の規定を定める。(第12条第2項)

### ② 投資信託委託会社会員による投資信託の信託終了後に生じる金銭の取扱いについて基本的な考え方を示すことを目的として、以下の内容で投資信託の終了後に生じる金銭の取扱いに関するガイドラインを制定

イ. 投資信託の信託終了後に生じた金銭を、原則として終了(償還)時の受益者に返還することとする旨を定める。

ロ. 投資信託の信託終了時において、当該信託終了後に入金が見込まれる金銭の有無及び投資信託財産への計上可否について受託者と協議し、投資信託財産に計上できる金銭がある場合には、立替えにより投資信託財産への計上を行った上で終了することとする旨を定める。

- ハ. 投資信託財産への計上の可否については、①発生の確実性や②金額の確実性を判断基準として判定することとする旨を定める。
- ニ. 投資信託の信託終了後に生じた金銭について、受益者数や返還費用等を勘案して受益者への返還の可否を原則として発生毎に判断することとする旨を定める。
- ホ. 投資信託の信託終了後に生じた金銭の返還の可否は、会員が自身の判定基準に基づき決定できる場合や販売会社に返還費用を確認した上で決定する場合があります、「返還可否の判定について」を参考にして返還可否の判断に関する社内基準を定めることとする旨を定める。
- ヘ. 投資信託の信託終了後に生じた金銭について、返還できないと判断した場合、その旨を受託者に連絡すると共に当該金銭の取扱いについて受託者と協議の上処理することとする旨を定める。

#### (6)「買換特例圧縮積立金」に係る記載上の注意の新設

平成 25 年 4 月 1 日から買換特例圧縮積立金の表示に当たっての「投資法人の計算に関する規則」の一部改正が施行された。これを踏まえ、日本公認会計士協会が業種別委員会実務指針第 14 号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」に「買換特例圧縮積立金」に係る内容を盛り込むことを検討し、これを受け、7 月 29 日に日本公認会計士協会と当協会の不動産投信専門委員会とで意見交換会を実施した。

意見交換を踏まえ、法令と同様の内容を当協会の規則に記載するための「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」の一部改正（案）を策定し、平成 25 年 9 月 12 日付で同委員会決議の一部改正を行った。主な改正の内容は以下のとおりである。

「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」中、貸借対照表等のひな形が記載してあるが、各表の下にそれぞれ以下の内容で「(記載上の注意)」を設けることとした。

- イ. 「貸借対照表」では、「純資産の部」の「投資主資本」の「剰余金」中の「任意積立金」に買換特例圧縮積立金が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金をその他の任意積立金と区分して表示しなければならないことに留意する旨を定める。
- ロ. 「損益計算書」では、「当期未処分利益又は当期未処理損失(△)」中、一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの額に買換特例圧縮積立金の取崩しの額が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金

の取崩しの額をその他の取崩しの額と区分して表示しなければならないことに留意する旨を定める。

ハ. 「金銭の分配に係る計算書」では、「任意積立金」を取崩して当期の金銭の分配に充当する場合で、当該取崩金額に投資法人の計算に関する規則第18条の2第1項第3号に掲げる取崩しの金額が含まれている場合は、その取崩高をその他の積立金取崩高と区分して表示しなければならないことに留意する旨を定める。また、「任意積立金」の項目に買換特例圧縮積立金が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金をその他の任意積立金と区分して表示しなければならないことに留意する旨を定める。

ニ. 投資主資本等変動計算書では、「投資主資本」の「剰余金」中の「任意積立金」に買換特例圧縮積立金が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金をその他の任意積立金と区分して表示しなければならないことに留意する旨を定める。

なお、10月1日に日本公認会計士協会の業種別委員会実務指針第14号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」の改正が行われた後、買換特例圧縮積立金がどのようなものか、どのような場合に取崩すのかということ等について、Q&Aの形式で記載した『不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議「貸借対照表等」の記載上の注意にある「買換特例圧縮積立金」について』を10月2日に当協会より発出した。

## (7) 証券取引等監視委員会への業務説明

平成25年4月19日に証券取引等監視委員会に対し、以下のとおり当協会の活動状況等について業務説明を行った。

### ① 協会の活動状況

- イ. 投資信託の販売・勧誘態勢の一層の充実を図るための対応
- ロ. 金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」への対応

### ② 自主規制機能の発揮

- イ. 正会員に対する立入調査の実施等
- ロ. 正会員に対する書面調査（アンケート）の実施等
- ハ. 法令違反に係る当協会への報告制度と報告等の状況
- ニ. 正会員に対する処分等状況
- ホ. 正会員の役職員に対するコンプライアンス研修の実施



## (8) 会員調査に関する活動

### ① 平成24年度（平成25年1月から3月）の会員調査

24年度は、平成24年3月30日に会員に周知した「会員調査方針・計画」に基づき、正会員3社に対する立入調査を実施した。

平成24年度（通年）の立入調査の実績は、上半期6社、下半期6社の計12社を実施しているが、その結果を取りまとめ、平成25年8月14日に会員に周知した。

また、平成24年11月20日を基準日として実施した書面調査である第6回アンケート調査についても、その結果を取りまとめ、平成25年6月27日に会員に周知した。

### ② 平成25年度（平成25年4月から12月）の会員調査等

25年度については、平成25年3月29日付で会員に周知した「平成25年度会員調査方針・計画」で示したとおり、当協会の平成25年度事業計画の「I. 投資者保護のための業界の自己規律維持・向上に資する活動」に掲げたとおり、「(2) 正会員における法令・自主規制規則の遵守状況、コンプライアンス態勢の整備実態等を会員調査等により検証し、調査対象先に問題点を通知するとともに、必要な改善を求める。また、正会員に向けた適切な指導に努めるとともに、正会員向けコンプライアンス研修会の実施及び調査結果の情報還元等により事前予防効果を高め、正会員の自己規律能力の維持・向上、投資者保護の強化に資する。」ことに基づき、正会員に対する立入調査を効率的・効果的に実施するなどによって、正会員の業務運営の更なる向上を図り、投資運用業の健全な発展及び投資者の保護に資するよう努めた。

立入調査については、年末及び年度末における被調査会員の負担軽減を図ること等から、年10社程度の立入調査を実施することとしており、計画のとおり実施した結果、平成25年中には平成24年度分3社を含む合計11社の立入調査を実施した。

また、平成25年11月には、書面調査である第7回アンケート調査を実施したほか、正会員の法令等遵守態勢の充実・強化を図るため、引き続き四半期毎に、当協会に報告のあった法令違反等の事例をとりまとめ、その概要や管理体制の改善状況等について匿名の形で正会員に周知した。

さらに、証券取引等監視委員会からの要請を受け、四半期毎に、金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項を会員に周知した。

## (9) 正会員向けコンプライアンス研修会の実施

① 平成 25 年 10 月 28 日（月）に正会員のコンプライアンス担当者を対象とした研修会を以下のとおり開催した。

I 部「証券検査を巡る最近の動向について」

講 師：証券取引等監視委員会事務局 証券検査課  
証券検査監理官 福地 伸昭氏

II 部「平成 24 年度会員調査結果について」

講 師：協会事務局

会 場：東京証券会館 9 階 第一会議室

出席者：113 社 182 名

② このほか、正会員の要請に応じて、資産運用会社のコンプライアンスに係る研修会（5 社 5 回）に、協会事務局職員を講師として派遣した。

## 〔2〕投資信託及び投資法人の啓発・普及活動

### (1) NISA（少額投資非課税制度）の周知と普及・拡大に向けた活動

#### ① 「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」の提言

平成 24 年 12 月に、日本証券業協会は DC 制度や日本版 ISA 等の普及に向けた課題を検討し、関係各方面に働きかけを行うため、「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」を設置した。同ワーキングは日本証券業協会と当協会が連携して運営することとなり、当協会の正会員数社と当協会事務局が参加した。

同ワーキングでは、平成 25 年度税制改正大綱において拡充及び簡素化の方針が打ち出された日本版 ISA について、

- ・制度の周知
- ・制度の実務上の取扱いの作成
- ・中長期的な資産形成に資する金融商品の提供

等を柱とする「日本版 ISA の円滑な導入に向けた取り組みに係る提言」が取りまとめられ、同協会より平成 25 年 3 月 28 日に公表された。

#### ② 日本版 ISA 推進・連絡協議会の設置

平成 26 年より導入されることを踏まえ、同制度が我が国国民に幅広く利用され、また定着していく必要があることから、担い手である金融商品取引業者、登録金融機関及び投資信託委託業者等で構成される業界団体及び金融庁が集い、横断的な意識の共有及び情報の連携を図るための「日本版 ISA 推進・連絡協議会（後に NISA 推進・連絡協議会に改称）」が平成 25 年 3 月 15 日に設置された。同協議会の主な活動は以下のとおりである。

- イ. 日本版 ISA の愛称“NISA”の選定
- ロ. NISA の勧誘及び販売時における留意事項の決定
- ハ. 実務上の取扱いに係る通知のとりまとめ
- ニ. NISA 口座の重複口座開設申請の防止に向けた対応
- ホ. 「NISA」の日を活用した NISA の普及活動の促進
- ヘ. NISA 口座における配当金等受取方式に関する注意事項の周知

#### ③ 「NISA に係る提言への対応について検討する作業部会」による検討及び「NISA」の普及・拡大に向けた投資信託商品に関する調査

上述の「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」が取りまとめた「日本版 ISA の円滑な導入に向けた取り組みに係る提言」には「中長期にわたる資産形成に資する金融商品の提供等について、一層の工夫の余地がある」として、特に公募株式投資信託の商品性に関する内容について言及された。これを踏まえ、当協会は政策委員会の下に「NISAに係る提言への対応について検討する作業部会」を設置し、上記提言で示された内容に応える形で投資信託業界としての考えを整理し、平成 25 年 6 月 7 日付で「少額投資非課税制度（NISA）の普及・拡大に向けた投資信託商品の提供について」と題する報告書を公表した。同報告書では（１）無分配又は分配頻度が低い投資信託、（２）低コストの投資信託、（３）リスク許容度の低い投資家向けの商品、（４）ターゲット・デート・ファンド、ターゲット・リスク・ファンド等について分析を行った。

なお、当協会ではこの報告書の内容に照らし、投資信託の委託業務を行う正会員会社を対象に、10 月 15 日を基準日としてこの 1 年間の新商品開発に関する調査を行い、その結果を『「NISA」の普及・拡大に向けた投資信託商品に関する調査』として取りまとめ、平成 25 年 11 月 21 日に公表した。

#### ④ NISA 特設サイトの開設及びリーフレット作成

平成 25 年 9 月、NISA の制度周知並びに普及を目的として、当協会ウェブサイト上に NISA 特設サイト「NISA で投信はじめよう」を公開した。当サイトは、以下のコンテンツで構成した。

イ. ファイナンシャル・プランナー伊藤亮太氏が NISA の制度概要やメリット、制度利用時の留意点などを映像で解説する「映像で知る NISA」

ロ. NISA 口座開設から投資信託の実際の取引の流れまでを解説した「STEP で知る NISA」

ハ. 「マンガで学べる投資信託」に登場するキャラクター、トーシン教授が NISA に関する疑問に答える Q&A 集「Q&A で知る NISA」

また、後述する「金融経済教育委員会」の報告書において、資産形成商品については「リスクとリターン」、「分散の効果」、「長期運用の効果」の理解が必要であることが提言されたことや、NISA を契機にこれから投資を始める投資初心者には有益な情報を伝える必要があると考え、「リスクとリターン」、「資産分散」、「時間分散」、「中長期投資」についてわかりやすく解説したリーフレット「知っておきたい！ 投資の基本」を作成し、10 月より配布を開始した。

## (2) 「金融経済教育研究会」報告書を受けた取り組み

平成 24 年 11 月、金融庁金融研究センターに「金融経済教育研究会」が設置され、当協会もこれに参加した。同研究会は 7 回に亘る検討を行い、平成 25 年 4 月に報告書を取りまとめた。6 月に至り、報告書の提言について具体的な検討を行うため、金融広報中央委員会に「金融経済教育推進会議」が設置され、当協会もこれに参加した。

同会議における検討事項のうち当協会が関わる主なものは、

- イ. 最低限習得すべき金融リテラシー（4 分野・15 項目）の内容の具体化及び年齢別に教える事項の整理・体系化
- ロ. 金融商品にかかる情報提供の充実（金融商品について、中立機関による情報提供の充実）

の 2 点である。具体的には、

- イ. 「最低限習得すべき金融リテラシーの内容の具体化及び年齢別に教える事項の整理・体系化」を、関係官庁及び関係団体と連携・協力して行い、「項目別・年齢層別スタンダード」（マップ）の作成作業を実施した。
- ロ. 「金融商品にかかる情報提供の充実」については、日本 FP 協会及び金融庁と検討し、当協会の投信総合検索ライブラリーを活用して投資信託の個別商品の利用・選択を行うにあたっての視点、着眼点を実践的に指南するウェブサイトを立ち上げることで検討を進めた。なお、本サイトは平成 26 年春に日本 FP 協会のホームページ上に掲載される予定である。

## (3) 講演会・セミナー・講師派遣の実施

### ① 投信フォーラム 2013 の開催

啓発・普及事業の一環として、地方新聞社、全国地方新聞社連合会との共催による「投信フォーラム 2013」を、平成 24 年度分として、高知の 1 会場、平成 25 年度分として新潟、佐賀、福井、広島、徳島の 5 会場で開催した。

講演会の形式は二部構成で、第一部が開催地で知名度の高い著名人による特別講演、第二部がファイナンシャル・プランナーによる投資信託セミナー及び運用会社の専門家との対談コーナー（FP との対談）である。

なお、対談コーナーでは、2014 年から始まる NISA についての詳しい解説を行った。

また、本講演は、金融庁、金融広報中央委員会、財務省財務局・同財務事務所、信託協会、全国銀行協会、日本証券業協会、日本損害保険協会、

日本取引所グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所）、不動産証券化協会、共同通信社から後援をいただいた。

開催の概要は以下のとおりである。

イ. 投信フォーラム 2013 in 高知

主 催：投資信託協会、高知新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 25 年 2 月 2 日（土）

会 場：高新 RKC ホール

テーマ：第一部「プロ野球を 10 倍楽しく見る方法」（プロ野球解説者  
江本孟紀氏）

第二部「リスクと上手につき合うコツ ～投資信託の個性・  
特徴を知って～」(野尻美江子氏)

運用会社の専門家との対談

参加者数：280 名

ロ. 投信フォーラム 2013 in 新潟

主 催：投資信託協会、新潟日報社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 25 年 5 月 18 日（土）

会 場：新潟県民会館 小ホール

テーマ：第一部「コミュニケーション術とは？ ～話し下手キャスター  
一奮闘記～」(フリーキャスター、事業創造大学院大学客  
員教授 伊藤聡子氏)

第二部「資産運用の基本と投資信託の活用方法 ～「良いフ  
ァンド」・「良くないファンド」の見分け方～」(神戸孝氏)

運用会社の専門家との対談

参加者数：268 名

ハ. 投信フォーラム 2013 in 佐賀

主 催：投資信託協会、佐賀新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 25 年 7 月 27 日（土）

会 場：マリトピア 万葉の間

テーマ：第一部「夢、目標にチャレンジ ～挑戦することの大切さ  
～」(バルセロナ五輪柔道金メダリスト 古賀稔彦氏)

第二部「投資信託で“草食系”の資産づくり」(馬養雅子氏)

運用会社の専門家との対談

参加者数：290 名

ニ. 投信フォーラム 2013 in 福井

主 催：投資信託協会、福井新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 25 年 9 月 28 日（土）

会 場：福井新聞社 風の森ホール

テーマ：第一部「未来に花を咲かせよう ～花のある人生にするために～」(華道家 前野博紀氏)

第二部「アベノミクスで変わる資産運用 ～投資信託を活用して～」(和泉昭子氏)

運用会社の専門家との対談

参加者数：260 名

ホ. 投信フォーラム 2013 in 広島

主 催：投資信託協会、中国新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 25 年 11 月 23 日（土）

会 場：中国新聞ホール

テーマ：第一部「こころのキャッチボール」(野球解説者 達川光男氏)

第二部「投資信託で“草食系”の資産づくり」(馬養雅子氏)

運用会社の専門家との対談

参加者数：328 名

へ. 投信フォーラム 2013 in 徳島

主 催：投資信託協会、徳島新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 25 年 12 月 14 日（土）

会 場：新聞放送会館 7 階

テーマ：第一部「仕事で出逢った素敵な人コト・変な人コト」(料理研究家・フードコーディネーター・栄養士 浜田陽子氏)

第二部「投資信託を活用した資産運用の考え方 ～デフレからインフレへの大転換が始まる～」(深野康彦氏)

運用会社の専門家との対談

参加者数：250 名

② 日経ウーマンセミナー「マネー美人のための資産形成セミナー2013」

幅広い層への啓発・普及活動を推進する観点から、働く女性をターゲットにした雑誌社とタイアップし、大阪、名古屋の 2 会場で資産形成セミナーを開催した。各開催当日は、平日の夜にも関わらず多くの女性が集まり、

働く女性が夢に近づくために必要な金融商品の基本的知識や資産形成術の講演に熱心に耳を傾けた。

セミナーの形式は二部構成で、第一部は、ファイナンシャル・プランナーであり生活経済ジャーナリストでもある和泉昭子氏による働く女性のためのマネーとキャリアに関する基調講演、第二部のトークセッションでは、読者から寄せられた投資に関する悩みについて、和泉氏と、大和証券投資信託委託の鈴木裕子氏が働く女性の立場に立ったアドバイスを行った。

開催の概要は以下のとおりである。

会場・日時

イ. 大阪 ブリーゼプラザ（参加者数：230名）

平成25年10月16日（水）19:00～20:50

ロ. 名古屋 ミッドランドホール（参加者数：231名）

平成25年10月29日（火）19:00～20:50

構成：第一部 基調講演

「夢に近づくために始めよう、働き女子のマネー術」

和泉昭子氏（ファイナンシャル・プランナー/生活経済ジャーナリスト）

第二部 トークセッション

「マネー美人になるために知っておきたいこと」

和泉昭子氏（ファイナンシャル・プランナー/生活経済ジャーナリスト）

鈴木裕子氏（大和証券投資信託委託）

佐藤珠希氏（日経WOMAN編集長）

主催：日経WOMAN\*CLUB

協賛：投資信託協会

### ③ タイアップセミナー

未経験者を対象に投資信託の基礎知識から実践編までわかりやすく解説する「投資信託基礎講座」を、NPO法人エイプロシス（特定非営利活動法人投資と学習を普及・推進する会）との共催により、15回（毎月1回、不定期で3回）東京都内（茅場町・小伝馬町）で開催した。平成25年における延べ受講者数は458名となった。

### ④ 講師派遣の実施

投資信託の知識と理解の向上を目的に、消費生活センター、大学、確



定拠出年金導入企業等からの要請に応じて、市民、学生、企業従業員、消費生活相談員等を対象としたセミナーや講座へ講師を派遣した。平成 25 年の派遣実績は、25 件、延べ受講者数は 909 名であった。

#### (4) 大学における寄附講座の開設

当協会と日本投資顧問業協会は、教育機関における証券投資教育の一助となるべく、平成 17 年から東西の主要大学において寄附講座を開設している。平成 25 年は、早稲田大学、一橋大学、大阪大学、京都大学、神戸大学及び名古屋大学の 6 校で実施し、計 1,286 名の学生が資産運用ビジネスを学んだ。

講義の内容はそれぞれの大学で若干異なるが、おおよそ資産運用の歴史的経緯、機能、社会的位置付けを概観し、ポートフォリオ理論を踏まえながら、投資信託やヘッジファンド、不動産証券化商品などの金融商品の仕組みや特性を説明する内容に加え、アセットマネジメントビジネスの実態に至るまで幅広い分野が学べるよう工夫されている。社会に羽ばたく前の学生にとっては、資産運用に関する知識だけでなく、数多くの実務家から多面的な実務が学べる貴重な機会でもあり、学生の資産運用ビジネスへの関心を高める契機にもなっている。

各大学における講座の概要は、以下の通りである。

##### <早稲田大学>

講義名：アセット・マネジメント（資産運用）の世界

開設期・回数：後期・全 15 回

受講者数：363 名

##### <一橋大学>

講義名：アセットマネジメント論

開設期・回数：前期・全 15 回

受講者数：143 名

##### <大阪大学>

講義名：アセットマネジメントの理論と実務

開設期・回数：前期・全 13 回

受講者数：77 名

##### <京都大学>

講義名：アセットマネジメントの実務と法

開設期・回数：後期・全 15 回

受講者数：289 名

##### <神戸大学>

講義名：アセットマネジメントの理論と実務

開設期・回数：前期・全 15 回

受講者数：231 名

<名古屋大学>

講義名：アセットマネジメント概論

開設期・回数：後期・全 15 回

受講者数：183 名

## (5) 証券知識普及プロジェクトにおける活動

当協会、日本証券業協会、日本取引所グループ等の証券団体等で構成する「証券知識普及プロジェクト」は、中立・公正な立場から、長期的・継続的に証券知識の普及・啓発を図ることを目的に、学校における金融経済教育に役立つ各種学習教材の提供、一般消費者向けのセミナーや講演会の開催等、多岐にわたる活動を行っている。

平成 25 年における主な取組みは、以下のとおりである。

### ① 教育現場における「金融経済教育」の推進

#### イ. 学校向け教材の提供

学校教育を通じて「わかりやすい」「面白い」という観点から金融経済への興味・関心を高めてもらうため、“株式会社の仕組み”、“直接金融と間接金融”といった基本的な知識を深めるための教材を中学生向け、高校生向けにそれぞれ提供した。

- ・中学生向け教材「株式会社をつくろう！～ミスター X からの挑戦状～」
- ・高校生向け教材「ケーザイへの 3 つのトビラ」

#### ロ. 教員向け支援活動

教育現場における金融経済教育を充実させるため、学校向け情報誌「レインボーニュース」を毎学期作成し、全国の中学校・高等学校・教育委員会等に送付した。

また、生徒と教員が共に利用できる WEB サイト「金融経済ナビ」を開設し、情報提供を行っており、「レインボーニュース」の内容についても同サイトに掲載し、公開している。

#### ハ. 金融経済教育を推進する研究会

平成 25 年 4 月、金融リテラシーの向上に向けて、教育の専門家と金融の専門家で構成する「金融経済教育を推進する研究会」（座長：吉野直行（慶應義塾大学経済学部教授））が発足し、平成 25 年度中は 4 回の会合を開い

た。メンバーは中学校教諭と大学教授・准教授、有識者で構成され、学校における金融経済教育の推進及び充実について検討を行っている。

## ② 一般向け「投資の日」記念イベント等の開催

一般市民の金融リテラシー向上を目的に、10月4日の「投資の日」を中心に、全国各地で講演会・セミナー等のイベントを行った。

本年度はNISA（ニーサ）制度の周知をテーマに掲げ、ファイナンシャル・プランナーの講師等による実践的なプログラムを提供した。

### イ. 各地区イベント

各地区の特色を活かした講演会・セミナー、トークショー、ローカルラジオ局での番組提供・提供セミナー等のイベントを全国9地区24会場で行い、5,729人が参加した。東京地区では昼の部の講演及び夜の部のトークショーの模様をLIVE配信及びオンデマンド配信、大阪地区・名古屋地区でも講演・トークショーの模様をオンデマンド配信し、情報の拡散に努めた。

### ロ. 全国ネットラジオ番組の提供及びラジオ番組の提携イベントの開催

投資初心者を対象として、NISAの制度概要や対象金融商品、投資の心構え等の啓発を図ることを目的に、10月～12月の3か月間、TOKYO FM系列（38局ネット）によるラジオ番組を提供した。番組の内容はポッドキャストにより放送後も聴取可能となっている。

東京で開催されたTOKYO FM主催のラジオ番組と提携したイベントでは、若年層の参加に期待して投資家でもあるタレントを招いた。なお、イベントの模様はLIVE配信及びオンデマンドで配信した。

### ハ. その他の活動

より多くの一般市民に証券投資の意義や金融・証券知識習得の重要性について考えてもらうきっかけを提供することを目的に、以下の活動を行った。

- ・10月4日に合わせた特集記事広告の掲載（日本経済新聞、朝日新聞）
- ・「投資の日」記念イベントに関する「とうしくん型うちわ」リーフレットの作成・配布
- ・東京国際フォーラム会場等における「投資の日」記念イベントのPR
- ・各地区イベントにおける「NISA コーナー」の設置
- ・「投資の日」記念イベントに関するWEB特設サイトの開設
- ・イベント参加者に対する「アンケート調査」の実施（参加者アンケート及び事後行動調査）

### 〔3〕投資信託及び投資法人に係る制度への対応

#### (1) 金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告を受けた取り組み

イ. 平成24年12月12日に公表された金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告において投資信託に関して提言された、

- ・運用報告書の簡素化
- ・販売・勧誘時におけるリスク等についての情報提供
- ・運用財産の内容についての制限

等や、投資法人に関して提言された、

- ・資金調達手段の多様化としてのライツオファリング等の導入
- ・インサイダー取引規制の導入
- ・海外不動産取得促進のための過半議決権保有制限の見直し

等について、制度整備の観点から、政策委員会の下に設置されている「投資信託の制度に関する専門委員会」、「投資法人の制度に関する専門委員会、投資法人の税制に関する専門委員会」を中心に検討し、当局等との間で意見交換を行った。

ロ. 最終報告に提言されたもののうち、投資信託及び投資法人に関するものとして、

(イ) 投資信託制度については、運用報告書の二段階化と、投資信託の併合及び約款変更に係る書面手続き等の見直し、MRF等の安定的な運営に資する措置

(ロ) 投資法人制度については、資金調達手段の多様化、インサイダー取引規制の導入、海外不動産の取得促進のための措置

が、「金融商品取引法」及び「投資信託及び投資法人に関する法律」の改正案に盛り込まれ、6月12日の参議院本会議にて可決、成立した。

なお、これに関連して6月6日の参議院財政金融委員会における審議において、参考人の意見陳述及び質疑が行われ、これに稲野会長が出席した。

ハ. 運用報告書の簡素化については、「交付運用報告書」と「運用報告書の本体」の二段階化することが提言された。「交付運用報告書」は業界にとっても初めての様式であることを踏まえ、当局のみならず有識者からも意見を伺い、記載項目と記載内容のイメージを固めることが適切との観点から、投資信託について知見を有する有識者の方々に参加いただき、平成25年11月29日に「交付運用報告書等に関する有識者との意見交換会」を開催

した。

ニ. 同最終報告では「関係業界を中心とした自主的なモニタリングを行うことも効果的である。具体的には、例えば、投資信託協会が投資信託の運営につき、一層、幅広く投資家の声を集め、適切に運用会社間での共有を図るなど、多様な経路を通じて適切な投資信託運営を確保されることが望ましい。」とされた。これを踏まえ、平成25年6月24日に「投資信託に関する有識者との意見交換会」を開催し、同ワーキング・グループの議論に参加されたメンバーや金融庁金融トラブル連絡協議会の消費者団体代表の方々に参加いただき、本会正会員役員と意見交換を行った。

ホ. その他、同ワーキング・グループ最終報告に掲げられた各提言に対する理解をより深める観点から、平成25年4月25日に、取りまとめを担当した金融庁市場課の担当者を招き、東京証券取引所と共催で会員向けのセミナーを東京証券取引所ビル2階ホールで開催した。

## (2) 「日本再興戦略」への対応

① 「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」への対応  
平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則について、我が国の市場経済システムに関する経済財政諮問会議の議論も踏まえながら検討を進め、年内に取りまとめる。」とされた。これを踏まえ、金融庁では、民間有識者の知見を活かしつつ、機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則を策定することを目的として、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（以下、「検討会」という。）を開催した。

当協会からは大和証券投資信託の松島俊直代表取締役兼専務執行役員がメンバーとして参加し、投資信託の制度に関する専門委員会等での議論を踏まえ、業界の現状やスチュワードシップ・コードに対する考え方を説明した。

検討会は下記の通り、平成25年8月から平成26年2月まで、6回にわたり開催され、年内に素案が固まり、年明けから意見募集に付され、その結果を踏まえ、平成26年2月27日に「責任ある機関投資家」の諸原則が確定した。

なお、平成25年9月の理事会及び、素案が固まった後に本会が会員向けに平成26年1月に開催した日本版スチュワードシップ・コードに関するセミナーにおいて、金融庁総務企画局企業開示課の油布課長を招き、コード導入の経緯や趣旨等について説明いただいた。

<第1回 8月6日(火)>

検討会開催の経緯等及び英国コード等の概要等説明

<第2回 9月18日(水)>

- ・外部有識者による英国コードの詳細説明
- ・機関投資家による投資先企業への関与に係る取組状況等の説明①(信託協会、投資信託協会、日本投資顧問業協会)

<第3回 10月18日(金)>

- ・機関投資家による投資先企業への関与に係る取組状況等の説明②(生命保険協会、企業年金連合会)
- ・日本版スチュワードシップ・コード策定に向けた検討のポイントについての説明、検討

<第4回 11月27日(水)>

- ・経済財政諮問会議「目指すべき市場経済システムに関する専門調査会」における議論の結果報告
- ・法的論点に係る解釈の明確化等
- ・「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議」における議論の結果報告
- ・日本版スチュワードシップ・コード策定に向けた検討のポイントについての検討

<第5回会合 12月26日(木)>

「責任ある機関投資家の諸原則(案) 日本版スチュワードシップ・コード」の取りまとめ

<12月26日(木)～平成26年2月3日(月)>

「責任ある機関投資家の諸原則(案)」に対する意見募集

<第6回会合 平成26年2月26日(水)>

意見募集の結果を踏まえ「責任ある機関投資家」の諸原則を取りまとめ

<平成26年2月27日>

「責任ある機関投資家」の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>  
～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の公表

## ② ヘルスケアリート創設に係る取り組み

上記①の「日本再興戦略」において、

『○ 安心して歩いて暮らせるまちづくり

- ・安心・健康・省エネでバリアフリーにも配慮した、歩いて暮らせるまちづくり「スマートウェルネス住宅・シティ」を実現し、次世代の住宅・まちづくり産業を創出するため、以下の取組を行う。

- ① 民間資金の活用を図るため、ヘルスケアリートへの活用に向け、高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備、普及啓発等（来年度中）』が謳われた。

これについては、平成25年7月に不動産証券化協会に、関係各方面が参加し、検討する場として「ヘルスケア施設供給促進のためのREITの活用に関する実務者検討委員会」が設置された。当協会も同委員会に参加し、同委員会は同年12月に「中間とりまとめ」を取りまとめた。これを踏まえ、当協会では、ヘルスケアリートに係る規則改正等の検討を行うこととした。

### （3）確定拠出年金制度の改善へ向けた活動（「個人の自助努力による資産形成に関するWG」を通じた制度改善案等の提出等）

日本証券業協会に設置された「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」では、NISA など中長期にわたる資産形成に資する制度の円滑な導入に向けた対応のほか、企業年金における選択肢の多様化に向けた対応についても検討が行われた。

この検討は、厚生労働省の社会保障審議会年金部会の下に設置されている「厚生年金基金制度に関する専門委員会」において、新たな類型の確定拠出年金制度の提案がなされたこと等を踏まえて行われたものであり、同ワーキング・グループでは、

- ・投資教育の重要性
- ・加入者の年金運用を支援する「年金運用型商品」の導入の必要性
- ・未指図対応型商品の導入、確定拠出年金の制度改善等

を柱とする「確定拠出年金の制度改善提案－加入者の年金運用を支援する商品の導入－」を取りまとめ、平成25年1月31日付で厚生労働省に提出した。

その後、これに関連して出された厚生労働省の「確定拠出年金制度について（平成13年8月21日年発第213号）」の通知改正案に関する意見募集に対しても、ワーキング・グループとしての考え方を取りまとめ、これを提出している。

意見募集の結果を踏まえ、厚生労働省は平成25年3月に、「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」を公表した。この中で、「分散投資の促進」については、「デフォルト商品を設定する際には、元本確保型に限らず、複数の資産の組み合わせによりリスクが分散され、資産分散効果や時間分散効果が得られる運用方法なども、年金のような長期運用においては安定した運用効果が期待できることから、労使で十分に協議の上設定すること」とされた。

なお、確定拠出年金については、平成25年12月12日に公表された「平成

26年度与党税制改正大綱」において、拠出限度額の引き上げが認められた。

#### (4) 平成26年度税制改正要望等

イ. 平成26年度税制改正要望は、政策委員会の下「投資信託の税制に関する専門委員会」及び「投資法人の税制に関する専門委員会」において検討を行うと共に、関係団体である日本証券業協会、全国証券取引所と連携しながら要望に係る検討を進めた。そこで取りまとめられた要望案をもとに、4月から5月にかけて当協会会員から意見募集を行った上で6月に機関決定を行った。本年は、昨年度まで実施されていた金融庁の意見募集は実施されなかったものの、厚生労働省の意見募集に対し確定拠出年金に関する要望を提出した。

ロ. その後、6月に閣議決定された「日本再興戦略」や、関係団体及び金融庁との協議の内容を踏まえ、最終的な業界の要望を金融庁及び国土交通省等、関係者に提出した。投信関係の主な要望事項は以下のとおりである。

- ・NISA（少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化
- ・上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること
- ・確定拠出年金制度の拡充（拠出限度額の水準引き上げ、特別法人税やマッチング拠出の上限撤廃等）
- ・金融所得課税一体化を促進する税制措置
- ・投資法人の新投資口予約権の無償割り当てに係る特定口座制度等の利便性向上
- ・ETFの信託結了時における配当所得に係る源泉徴収に関する所要の措置
- ・投資法人に係る導管性要件に係る所要の措置

これらの税制改正要望について、当協会では関係団体とも連携しながら税当局との折衝に必要な資料を提出する等の活動を行った。

ハ. 平成25年12月12日に自民・公明両党の与党税制改正大綱が公表された。当協会等が要望していた事項のうち、税制改正大綱に盛り込まれた主な事項は下記のとおりである。

- ・一年単位で、NISA口座を開設する証券会社等の変更を認め、また、同一の勘定設定期間内においてNISA口座を廃止した後、翌年以降に再度NISA口座の開設を認めること
- ・退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する
- ・企業型確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ



- 新投資口予約権を株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の対象となる株式等の範囲に加える等、新株予約権と同様の取扱いとする
- 投資法人に係る課税の特例について、投資法人法制の見直しを前提に、複数の投資法人が合併した場合に投資法人資産に生じる「正ののれん代」の導管性の判定式における取扱い改善

## 〔4〕 国際的な活動

### (1) 米国の外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) の直近の動向

- イ. 追加雇用対策法の一部として外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」という。) は、米国人が外国で脱税行為を行うことを防止するため、外国金融機関 (Foreign Financial Institution、以下「FFI」という。) に対して米国民口座の情報を IRS に報告することを求めるものであり、平成 22 年 3 月 18 日に米国で成立した。
- ロ. FATCA の目的は、米国 (法) 人が、米国外の金融資産を通じて米国資産に投資した場合の米国 (法) 人に関する報告義務の強化を目的とした、新しい源泉徴収制度を導入するものであり、米国の IRS と契約を結ばない海外の非協力的な金融機関に対して、30%の源泉徴収を課す、あるいは、非協力的な口座保有者に対して、30%の源泉徴収を課す、口座閉鎖を課すなどといった一方的なもので、およそ受け入れ難い内容のものであった。
- ハ. これに対し、当協会は米国 KPMG とコンサルティング契約を結び、そのアドバイスを受けながら対応を行ってきた。
- ニ. 平成 24 年 2 月 8 日に米国財務省及び IRS から FATCA の規則案が公表されるとともに、欧州 5 か国 (仏独伊西英) と米国との政府間共同声明が公表された。(いわゆるモデル I)
- ホ. 日本の金融界は日本政府の対応の遅れを指摘し、米国政府との話し合いの進展を求めた。その後日米の政府間交渉が進展し、同年 6 月 21 日に日米共同声明が公表された。(いわゆるモデル II)
- ヘ. このモデル II の具体的内容を詰める政府間交渉において、当協会は投資信託について次の 2 点を強く要望した。1 点目は、投資信託の場合、直接販売という形態を除き、販売金融機関が顧客口座の情報を管理し、確認を行うという点を踏まえ、投資信託を販売する金融機関が IRS に対して口座の報告をする以上は、投資信託から同様の情報を報告することは求めないという、いわゆる二重報告の排除についてであり、2 点目は、ファンドは形式的には 1 本 1 本が FFI に該当するが、それを登録する上での手続きの簡素化 (コンプライアンス一元化オプション) についてである。
- ト. この過程において当協会は、EFAMA 等、欧州のファンド協会と密接な情報交換を行ってきた。
- チ. 平成 25 年 1 月 17 日に、FATCA 最終規則が公表されたが、その後も日米政府の交渉は継続して実施され、同年 6 月 11 日に「国際的な税務コンプライアンスの向上及び FATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局

の間の相互協力及び理解に関する声明」が公表された。同声明の付属書Ⅱ（ANNEXⅡ）の中で投資信託については、集团的投資ビークル（CIV）として位置づけられ、FATCA 本則上の二重報告排除の条文とともに、投資信託からの報告は、顧客口座を管理している販売金融機関から顧客情報が IRS に報告される限りは、必要がないことが明確に規定されたため、二重報告の問題は解決された。

- リ. 他方、ファンドの登録手続きについては、同年 9 月 20 日、KPMG を招いて自主規制委員会等に対する説明会を開催し、KPMG からスポンサー法人という登録形態を用いることで簡素な形で登録できるというアドバイスを受け、それらの点を同年 10 月 10 日開催の自主規制委員会に報告するとともに、会員全社に通知した。
- ヌ. 平成 26 年 1 月 1 日より、FFI の登録とグローバル仲介人識別番号（GIIN）の割当が始まった。会員各社は 4 月 25 日までに FFI としての自社の登録、及びファンドのスポンサーとしての登録を行っていくことになる。

## （２）OECD 多国間自動的情報交換へのコメントの提出

- イ. EU 域内国においては、「平成 15 年 6 月 EU 貯蓄指令採択」がなされ、EU 域内国間で、利子の支払者の所在地国税務当局から、受益者の居住地国の税務当局に対し、利子の金額等の情報を自動的に提供し合うことを義務付ける自動的な情報交換が行われていた。
- ロ. 平成 22 年 3 月、米国で FATCA が成立し、各国がその対応を迫られることとなるが、平成 25 年 4 月から 7 月の G20、G8 において、OECD による自動的情報交換の国際基準の策定が指示され、全ての国・地域に対して、新たな基準の採用・実施を呼びかけることとなった。
- ハ. 平成 25 年 6 月、「G8 首脳サミットコミュニケ」において、「脱税との闘いにおける極めて重要な手段は、国・地域間の情報の交換である。…多国間及び二国間での税についての自動的な情報交換のための単一の真にグローバルなモデルの策定にコミットする。…多国間での自動的な交換の実施の実務性に関する OECD の報告を支持し、…すべての国・地域に対し、この新しい単一の国際的基準を最も早い機会に採用し、効果的に実施することを呼びかける。」とされた。
- ニ. 平成 25 年 7 月、「G20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明」において、「多国間及び二国間での自動的情報交換のための真にグローバルなモデルに関する OECD の提案を完全に支持する。…新しい国際基準としての自動的情報交換にコミットし…自動的情報交換のためのそうした新しい単一の国際基

準の設定を目的とした、G20 諸国とともに行う OECD の作業を完全に支持する。…すべての国・地域に対し、この基準の実施にコミットすることを要請する。」とされた。このように、多国間における自動的情報交換に関して、国際的な議論が加速している。

ホ. この具体的な検討は、OECD 租税委員会・第 10 作業部会 (WP10) において、FATCA のモデル I 政府間協定をベースとした、多国間における金融口座に関する自動的情報交換の国際共通基準について議論されている。

ヘ. 当協会は、10 月 16 日から 18 日に開催の OECD 租税委員会・第 10 作業部会 (WP10) 会合に合わせて、金融庁へ意見を提出した。基本的には口座の管理に関するものであるため、日本証券業協会と連携しながら意見の取りまとめを行った。意見の内容は以下のとおり。

(イ) 「OECD の多国間枠組み及び FATCA は、いずれも国境を跨いだ租税回避行為の防止・排除という共通の目的を果たすための手段であり、金融機関における実務対応の複雑化を避け、シングルスタンダードが構築されるよう政府間の協調を推進していただきたい。」

(ロ) 「我が国において販売されている投資信託は、ごく一部の委託会社による直販分を除き、通常は販売会社である金融機関を通じて投資家への販売・保有が行われており、最終投資家に対するデューデリジェンスは当然ながら販売会社において行われることとなる。このように、販売会社である金融機関が投資家のデューデリジェンス等を行う場合には、投資信託自身が開設する金融口座（投資信託の個別の受益者毎の受益権）を定義から除外すべきと考える。」

(ハ) 「不報告金融機関・適用除外金融商品の定義 (Annex II)」において、「投資信託は投資事業体であり金融口座としての定義がそのままとした場合には、FATCA 同様に二重報告の排除をお願いしたい。」

ト. その後、金融庁より、二重報告排除等に係るコメントリーについての検討が、平成 26 年 3 月開催予定の OECD 租税委員会・第 10 作業部会 (WP10) において行われる可能性が高いという情報が入ったため、12 月 13 日に「OECD 多国間自動情報交換に係るコメントリーに係る意見」として、金融庁を通じて財務省に意見提出した。その際、前回の意見提出時と同様に、日本証券業協会と連携をしつつ意見提出をしたが、投資信託独自の観点としては、次の 2 点を提出した。

(イ) 我が国において販売されている投資信託は、一部の委託会社による直接販売分を除き、販売会社である金融機関を通じて投資家への販売・口座開設・保有が行われており、最終投資家に対するデューデリジェンスは、当然販売会社で行われる。このように販売会社であ

る金融機関が投資家の口座開設をし、デューデリジェンス等を行う場合には、当該販売会社から投資家等の報告がなされる事から、投資信託自体が投資事業体としての金融口座だとしても、報告対象は投資信託自体ではなく、販売会社からの報告のみとしていただき、二重報告にならないように配慮していただきたい。この場合、FATCA の法律「1471 条 (d) (1) (C)」が参考になるものとする。

なお、英国など国によっては、投資家情報を保有している投資信託会社が報告主体となっている国もある事から、上述の内容か、又は、投資家の金融口座を開設している金融機関が、その報告の主体となるような記載としていただきたい。

- (ロ) FATCA において報告の対象外とされていた上場 ETF や上場 REIT が OECD の枠組みにおいては報告の対象となるが、その報告の主体については、「投資家の金融口座を開設し、管理している金融機関になるものとする。」

チ. OECD 多国間自動情報交換については、平成 26 年 2 月 22 日、23 日にオーストラリアで開催された G20 財務省・中央銀行総裁会議で、大枠の合意がなされ、最終的には、平成 27 年末には開始されることが期待されている。

### (3) 第 18 回アジア・オセアニア投資信託会議への参加

第 18 回アジア・オセアニア投資信託会議は平成 25 年 3 月 4 日から 5 日、インド・デリーで開催された。オーストラリア、バングラディッシュ、台湾、香港、インド、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの 11 協会が参加した。当協会からは会長、副会長、他 1 名が出席した。会議では、全 10 テーマについて活発な議論が行われ、当協会はそのうち、「投資家保護について」、「資産形成のための投資信託の役割」、「グローバルな規制当局へのレポーティング」と題するパネルディスカッションに参加した。

### (4) 第 27 回国際投資信託会議への参加

第 27 回国際投資信託会議及び国際投資信託協会の年次総会は、平成 25 年 10 月 21 日から 23 日までアメリカのニューオーリンズにおいて開催された。世界各国・各地域から 34 の投資信託協会が参加し、当協会からは会長、副会長、他 2 名が出席した。本年の会議では、IOSCO 事務局次長の基調講演、アジア、アメリカ、欧州等の各地域における最新の動向に関するパネルディスカッショ

ン、米国 SEC の前委員と ICI 会長の対談、米国の大手運用会社等の業界関係者による米国の動向についてのパネルディスカッション等が行われた。

#### **(5) 米国ドッド・フランク法への対応**

平成 25 年 10 月、米国ドッド・フランク法のデリバティブ規制の域外適用に関し、信託協会から当協会に対し、当協会の会員が運用する投資信託について米国人保有割合が過半を超えていないかの確認を各受託銀行に報告してほしいとの要請があった。当協会は、直ちに正会員各社に対し、各受託銀行への「米国人判定連絡表」の提出を依頼した。

#### **(6) アジア地域ファンド・パスポートへの対応**

アジア地域ファンド・パスポート (ARFP) は、APEC における経済発展能力の向上に資することを目的とし、ファンドの取引や販売のための規制態勢について、クロスボーダーで承認するものであり、このパイロットファンドを立ち上げるための構想と戦略を模索するため、APEC 財務大臣プロセスにおいて、政治的対話と実務者のワークショップが過去 2 年間にわたり行われてきた。

その後、平成 25 年 9 月の APEC 財務相会合では、オーストラリア、韓国、ニュージーランド、シンガポールの 4 か国が設立主旨書に署名した。当協会は、政策委員会会社に対し、本問題についての対応の検討を要請している。

## 〔5〕 その他

### (1) 公益法人制度改革への対応

平成 24 年 7 月 26 日付で内閣府公益認定等委員会に対し、一般社団法人への移行認可を申請したところ、同年 12 月 25 日付で内閣総理大臣による認可を受けたことから、平成 25 年 1 月 4 日（一般社団法人への移行日）に新法人の設立等の登記を行った。

### (2) 当協会における質問・苦情相談内容の公表

平成 25 年 1 月から 12 月に当協会等が受付けた苦情・相談等の状況は以下のとおりである。

#### ① 投資信託に関するもの

##### イ. 質問相談関係

- ・当協会が受付けた件数 106 件
- ・FINMAC が受付けた件数 20 件

主な内容は、直販による購入に当たって委託会社の相談、基準価額の上昇に伴う売却タイミングの相談等、購入や換金に関する質問が多数となっている。

##### ロ. 苦情関係

- ・当協会が受付けた件数 0 件
- ・FINMAC が受付けた件数 1 件

内容は、ホームページ上の取引画面の表示に関するもの。

##### ハ. あっせん

- ・当協会が受付けた件数 0 件
- ・FINMAC が受付けた件数 0 件

#### ② 個人情報に関するもの

平成 25 年 1 月から 12 月までにおける会員の個人情報の取扱いに対する一般投資家からの質問相談及び苦情の実績は皆無であった。

## 〔6〕平成25年各種説明会及び研修会の開催状況

当協会では、会員会社向けに下記説明会及び研修会を開催した。

<p>◆個人情報取扱いに関する研修会 開催日：平成25年3月19日 講師：金融庁総務企画局 企画課調査室 課長補佐 テーマ：金融商品分野における個人情報制度について</p>
<p>◆投資信託財産の信託終了後に生じる金銭の取扱いに関する規則等改正案に係る意見募集 手続前の事前説明会 開催日：平成25年4月23日 説明者：大和証券投資信託委託㈱ 業務企画部副部長 (投資信託財産の信託終了後に生じる金銭の取扱いに係る専門委員会委員長) ：投資信託協会 事務局 テーマ：投資信託財産の信託終了後に生じる金銭の取扱いに関する規則等改正案について</p>
<p>◆投資信託・投資法人に係る法改正に関するセミナー 開催日：平成25年4月25日 講師：金融庁総務企画局 市場課 企画官 テーマ：投資信託・投資法人に係る法改正について</p>
<p>◆外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）規則等に係る説明会 開催日：平成25年6月26日 説明者：有限責任 あずさ監査法人 金融アドバイザリー部 パートナー ：KPMG 税理士法人 ファイナンシャル サービスグループ シニアマネージャー ：投資信託協会 事務局 テーマ：外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）規則案等について</p>
<p>◆正会員コンプライアンス研修会 開催日：平成25年10月28日 (I部) 講師：金融庁証券取引等監視委員会事務局 証券検査課 証券検査監理官 テーマ：証券検査を巡る最近の動向について (II部) 講師：投資信託協会 事務局 テーマ：平成24年度会員調査結果について</p>
<p>◆証券投資信託委託会社向け業務研修会 開催日：平成25年12月12日 講師：金融庁監督局 証券課資産運用室 課長補佐 テーマ：投資信託会社が留意すべき事項等について</p>



◆投資法人資産運用会社向け業務研修会

開催日：平成 25 年 12 月 13 日

講 師：金融庁監督局 証券課資産運用室 課長補佐

テーマ：投資法人の運営において資産運用会社が留意すべき事項等について